

令和7年度サステナブルツーリズム動画制作・発信事業委託業務仕様書

1. 事業の件名

令和7年度サステナブルツーリズム動画制作・発信事業委託業務

2. 事業の概要

(1) 事業の目的

観光庁が定める「観光立国推進計画」では「持続可能な観光地域づくり」が記載されているほか、(独立行政法人国際観光振興機構「以下、JNTO」)の訪日マーケティング戦略「サステナブルツーリズムの推進」においては、地方誘客に親和性のある“自然と自然に根差した文化”を日本の提供価値とし、「受け継がれる祭り」は価値の1つとされており、誘客コンテンツとして訴求できる。

四国では地域を代表する「祭り」として阿波おどりやよさこい祭りが挙げられるが、他にも四国各地に数多くの「祭り」が存在しており、それぞれ地域の伝統芸能として保存・伝承に取り組んでいる。その一方で、人口減少や高齢化による担ぎ手の不足や参加者の減少などの課題も抱えているが、四国のDMOや自治体等においては、「地域の祭りの保存・伝承」に焦点を当てたプロモーションはこれまで十分に実施されていない。特に多言語ではその情報が十分に発信されておらず、その魅力が伝えきれていない。

そこで、一般社団法人四国ツーリズム創造機構(以下、「当機構」)では、四国4県の「祭り」を、近年関心が高まっている「サステナブルツーリズム」の視点で捉え、単なる地域のイベントとしての情報発信ではなく、四国4県の祭りが地域で受け継がれてきたストーリーに焦点をあてた動画を制作するとともに動画を活用したプロモーションを実施し、四国への訪問意欲を喚起し誘客を目指す。

(2) 実施主体

一般社団法人四国ツーリズム創造機構

3. 委託業務の内容

(1) 業務内容

四国4県の「祭り」の魅力を「サステナブルツーリズム」の視点で捉えた動画を制作する。また、制作した動画を用いて、YouTubeで広告配信を実施しターゲット層に訴求する。なお、YouTubeで広告配信を実施する際は、当機構HPへのリンクを掲載し、HPへの流入数の増加を図る。

(2) 本事業のターゲット

JNTO「訪日マーケティング戦略」から以下をターゲットとする。

なお、香港市場においては、訴求するパッションとして「伝統行事・祭り体験」に関する記載がなかったため、下表に記載していないが、四国への直行便が就航して

いることからターゲットに含む。

英国市場	B 20～30代 世帯可処分所得上位20～80% (400～1,250万円／年)
	D 50代以上 世帯可処分所得上位20～80% (400～1,250万円／年)
米国市場	B 訪日未経験者20～40代 世帯可処分所得下位90% (2,150万円／年未満)
豪州市場	B 30～40代 家族(子連れ)
	C 20～30代 一人旅行
	FIT
台湾市場	A 30～40代 家族・親族
	FIT
中国市場	A 訪日経験者20代～40代 夫婦・パートナー

※参考 JNTO「訪日マーケティング戦略」(2023年6月)

https://www.jnto.go.jp/projects/overseaspromotion/marketingstrategy/marketing_strategy_all.pdf

(3) 祭り動画の制作

- ①単なるコンテンツ紹介ではなく、四国4県の祭りの魅力や伝承されてきたストーリーを伝える動画であること。
なお、本仕様書に記載する以外のコンセプト、ストーリー、登場するコンテンツ等は提案すること。
- ②祭りのコンテンツ数は、四国各県2コンテンツに加え、「阿波おどり」と「よさこい祭り」を含めた計10コンテンツを映像に登場させること。「阿波おどり」と「よさこい祭り」については、知名度が高いため、他の8コンテンツに重点を置く内容とすること。登場時間を必ずしも4県で均等にする必要はないが、四国各県のバランスは考慮すること。
- ③制作する動画自体は1種類とし、以下の4パターンで編集すること。

<英語版、繁体字版、簡体字版>

(a) 字幕：英語、 1本（10分程度）

(b) 字幕：繁体字、 1本（10分程度）

(c) 字幕：簡体字、 1本（10分程度）

※白ファイル 字幕：ナレーションなし（10分程度）

<広告用ハイライト版>

(d) 音声：なし、字幕：なし、 1本（15秒～30秒）

④音声、ナレーションは、動画の重要項目であり、各言語で提案が異なっても構わない。

(4) YouTube での広告配信

①制作した英語版と繁体字版2本の動画を YouTube で広告配信すること。

ターゲットは、3.(2)によること。 ※なお、中国市場には配信しない。

②最も効率よく目標値を達成できる広告デバイスを提案し、当該デバイスに合わせてクリエイティブを制作すること。ただし、動画自体は凡用性を意識し、パソコン及びスマートホンでの視聴を想定して縦型と横型画面を制作すること。

③広告配信にあたってクリエイティブは複数制作し、当機構と再生数などの情報を密に連携し、PDCAを回しながら効果的な運用を行うこと。

④YouTube 広告の課金方式（インプレッション課金、動画視聴課金等）は問わないが、最も効率よく目標値を達成できる方式を提案し実施すること。

⑤クリエイティブごとの動画再生数や完全視聴率、当機構 HP への遷移数及び遷移率等の各種数値を用いて効果測定を行い、結果を都度当機構に共有、協議のうえ、その後のターゲティングやクリエイティブ等、広告配信にあたっての方針を提案し、承諾または指示を仰ぎこれに従うこと。ただし、ターゲティングについては、当初幅広く設定しその後各種指標を踏まえて絞り込むこと。

⑥YouTube 広告の KPI は次のとおりとすること。

(a) YouTube での動画再生数：49万回以上（合計）

(b) YouTube からの当機構 HP 流入数：2,400PV 以上（合計）

(5) 動画制作・提案にあたっての留意事項

①使用用途は、YouTube やその他 SNS 等オンラインでの配布のほか、旅行博出展ブース・観光商談会での上映、当機構 HP への掲載、四国欧州レップ（イギリス）での活用等、当機構が行う観光振興全般を想定。また、四国への誘客促進・観光振興を目的とする第三者への貸し出しなど、四国の観光振興に資すると考えられる用途全般（テレビ CM は除く）。また、動画を再編集し、一部を当機構 Instagram のリール動画やデジタルサイネージ、他の動画や静止画等に活用することもあり得る。事業実施期間だけでなく、次年度以降も継続的に活用する。

②当機構と受託者と協議を行い、内容・構成を決定することとし、決定した内容をもと

に、映像、音声等の制作を開始すること。

③動画のコンセプト、観光コンテンツ及び構成がイメージできるよう、絵コンテを用いて提案することとし、コンセプトや動画構成の提案理由を明記すること。

④映像に取り入れるコンテンツについては、そのコンテンツの現場において、具体的にどの場所でどのように撮影し、動画に仕上げるか、撮影前に提案し、当機構の了解を得ること（企画提案時には不要）。なお、これは受託者の事前調査不足による撮影漏れを防止することが目的であり、当機構が撮影方法を細かく指示するものではない。

（6）動画の制作にあたっての条件

次の条件で動画制作に必要な撮影や映像制作を行うこと。

①人物を撮影する場合には、必要な肖像権の処理を行う。撮影に際し、使用料、出演料、謝礼等の費用が発生する場合は、受託者の負担とする。観光地等を撮影するにあたり、撮影許可は受託者が取得すること。

②超高精細撮影機材（8K又は4Kそれに相当する画質）、遠隔操縦機（6K又はそれに相当する画質の撮影ドローン等）、映像を制作するための最新鋭の専用機材や映像技術を十分に活用し、撮影、場所、時間、音響、特殊効果等を工夫し、観ていて飽きない動画制作を意識すること。また、これらを使用する際に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続き等は、受託者自身で行うこと。

③映像のアクセプト比は、16:9の近似値で、映像圧縮は最低限に留め、高画質な映像を確保すること。

④実施時期や実施期間により撮影困難なシーン（季節感のある動画等）を活用する必要がある場合は、当機構と協議の上、既存の動画データ等を取得することを認めることとする。

⑤新規撮影を行ったものの、天候不良等があれば委託金額内で再撮影を指示することがある。

⑥音楽については、複数の提案（3～4案）をすること。

⑦動画制作全般を通し、当機構と密に連携を図り、指示を仰ぐこと。

（7）編集

映像の加工・編集、字幕（英語、繁体字、簡体字）、音楽・音声の付加などの編集作業を行い、完成までに当機構による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。

※字幕に関しては、事前に日本語字幕で内容を確認する。

（8）YouTube 広告

YouTube 広告を実施し、遷移先は当機構 HP にする。

※遷移先は、契約締結後に機構から指示する。

4. 履行期間

契約締結日から 2026 年 2 月 27 日（金）

5. 成果物

- (1) 受託者は、業務委託期間終了後、当該事業の振り返りを事業報告書としてまとめて提出すること。ただし、単なる再生回数、ページ遷移数の結果報告ではなく、動画撮影時の様子（写真）や広告期間中の投下予算、クリエイティブごとの KPI 達成状況の推移を掲載する等、詳細なものとする。
- (2) 納品物
MP4 データ（英語、繁体字、簡体字）、DVD ディスク：原盤各 5 枚
- (3) 納品先
一般社団法人四国ツーリズム創造機構
〒760-0019 香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワー タワー棟 3 階
担当者：竹内、長山、三好
電話：087-813-0431 ファクシミリ：087-813-0312

6. 著作権について

- (1) 受託者は、委託業務の履行にあたって、第三者の著作権を侵害してはならない。
- (2) 成果物は、委託者が長期間使用するため、用いる映像、音源等を将来にわたって使用できるように調整すること。
- (3) 受託者は、委託業務の完了後、成果物を当機構に提出し、当機構の検査職員による検査に合格した日をもって、成果物に係る著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 号までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当機構に無償で譲渡し、以後、著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、成果物の全部又は一部に受託者が既に著作権を有するものが含まれる場合には、その旨を事前に当機構に通知し、当該著作権の取り扱いについては、協議の上、定めるものとする。
- (4) 成果物に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は、直ちにこれを当機構に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。

7. その他

- (1) 委託業務の遂行に関し、必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、業務遂行体制及びスケジュールを明らかにした提案書を提出すること。
- (2) 業務遂行にあたっては、当機構と綿密な情報交換を行うとともに、当機構の指示に従うこと。
- (3) 当機構から動画に関する修正や削除等の指示があった場合は、可能な限り速やかに対応すること。

- (4) 受託者は、本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び代用してはならない。
- (5) 本業務の全部又は主たる業務(※)の一部を第三者に委託してはならない。なお、本業務の一部を第三者に委託する場合は、当機構に書面により申請し承認を得ること。
※本事業における主たる業務とは、動画制作業務を指す。
- (6) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、当機構と十分協議を行うこと。

以上